

ジュニア インパルス

会員規約

[1・総則]

- ・当クラブは「ジュニア インパルス」(以下「当クラブ」といいます。)と称し、代表者として、巽 哲夫(以下「甲」といいます。)がその運営を行うものとする。
- ・当クラブの本拠地住所は、大阪府門真市大字門真1048番地とする。
- ・当クラブの設立年月日は、2017年6月1日とする。
- ・当クラブは、第3項に定める役員およびその他の監督、コーチ等の運営メンバーならびに当クラブに登録される小中学生以下の正会員によって組織される。なお、当クラブの目的に賛同する個人・会社および各種団体を賛助会員として取り扱う場合がある(以下総称して「会員」といいます。)。
- ・会員は本規約を遵守するものとする。

[2・目的]

- ・当クラブは、アメリカンフットボールを通じて、子ども達の肉体的・精神的育成、個性を尊重した人格形成を行い、会員同士の親睦を深め地域スポーツの発展に貢献することを目的とする。

[3・役員]

- ・当クラブには次の役員を置く。

代表(GM)	1名
副代表	2名
顧問	1名
会計	1名

- ・役員は、各役員候補者の中から互選により決定する。
- ・役員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

[3・正会員入会資格]

- ・正会員の入会資格は、次のとおりとする。
 - ① この規約に賛同すること。
 - ② 小学校1年生から中学校3年生までの就学児童・生徒であること。
 - ③ スポーツを行うのに適した健康状態で活動できること。
 - ④ 入会および入会後の活動につき、保護者の許可が得られること。

[4・入会および会費]

- ・入会は、入会希望者による入会申込書の提出、当クラブからの受領連絡および入会希望者からの入会費および年会費の納入の完了によって成立するものとする。
- ・正会員は、会費として年会費を支払うものとし、入会時に当年度分を支払うほか、毎年3月までに翌年度分の年会費を一括して支払うものとする。
- ・毎年2月1日から翌年1月31日の期間を当クラブの活動年度として取り扱う。
- ・入会費、年会費のほかに、練習および試合のために必要となる経費を徴収する場合がある。

[5・資格抹消]

・会員または会員の関係者に次の各号の行為がある時は、甲の判断により会員資格を抹消することができる。

- ① 会費の納入が指定日より2か月以上遅延したとき。
- ② 当クラブの目的に反する言動があったとき。
- ③ 当クラブの名誉をき損し、または秩序を乱したとき。
- ④ 練習場ないし競技場で競技の運営を妨げる行為、またはこれに類する言動があったとき。
- ⑤ 当クラブの指示、方針に従わないとき。
- ⑥ 服装、髪型、行動、言動等について、当クラブの改善要求に従わないとき。

※パーマ、特異髪型、毛染め、タトゥー、ピアス等は禁止する。詳細は当クラブ判断とする。

[6・正会員の傷害保険の加入義務]

- ・正会員は、当クラブ指定のスポーツ保険(以下「スポーツ保険」といいます。)に加入するものとし、その加入手続きは、全て当クラブが行うものとする。
 - ・スポーツ保険による保障範囲は、当該スポーツ保険の約款に定めるところにより、当クラブ活動中にグランド内で発生する傷害事故等とする。なお、正会員以外(保護者や体験入部者)については当該保険による保障対象とはならない。
 - ・傷害事故等の発生について、正会員、その保護者および関係者は、当クラブのGM、監督、各コーチに対して、金銭その他の一切の補償を求めないものとする。
- スポーツ保険による補償の範囲を超える損害については、正会員および保護者がそれぞれの自己責任において負担するものとする。
- ・練習グランド、試合グランドへの移動は原則的に正会員本人およびその保護者の責任の下で行うものとし、移動中の事故等に関して、当クラブは一切の責任を負わない。

[7・退会の手続き]

- ・退会を希望する場合は、当クラブに前月10日までに申し出て所定の用紙に必要事項を記入のうえ、当クラブまで提出するものとする。
- ・入会した日から起算し翌月末日までの退会に限り、支払済みの年会費を返金する。この場合の返金額は、年会費から月割で入会当月および翌月相当分を差し引いた残額とする。

[8・写真および個人情報の取扱いについて]

- ・当クラブ活動中に撮影・取得した正会員の写真・画像・映像については、当クラブが使用できるものとする。
- ・当クラブは、会員から取得した個人情報については、本人(正会員の保護者を含む。)の承諾がある場合を除き、当クラブの運営および管理業務以外に使用しない。

[9・会計]

- ・当クラブは、会員の拠出する会費およびそのほかの収入を原資として運営する。
- ・当クラブの会計の管理は、当クラブの会計担当の役員において行うものとする。

[10・クラブ名称等の表示について]

- ・会員および会員の関係者は、当クラブの名称（ジュニア インパルス、Jr. IMPULSE 等）を付した物品（Tシャツ、応援グッズ等）の作成、販売を行わないものとする。

上記規約の記載内容に際し相違ない事を誓います

2026年2月5日
代表者 翼 哲夫